

函館市企業局事後審査型条件付き一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市企業局が発注する建設工事および測量業務ならびに建設工事に係る調査および設計業務（以下「建設工事等」という。）のうち函館市企業局条件付き一般競争入札要綱（以下「一般競争入札要綱」という。）第7条ただし書きの規定により、入札参加資格の認定を入札の執行後に行う入札（以下「事後審査型入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 事後審査型入札の対象となる建設工事等は、予定価格が200万円を超える工事および予定価格が100万円を超える測量業務のうち、次の各号に掲げる工事等を除いた工事等とする。

- (1) 共同企業体であることを入札参加資格とする工事等
- (2) 特殊な技術を必要とする工事等で、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が類似工事施工（業務履行）実績調書等の提出を求める工事等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に認めた工事等

(入札参加資格の認定申請)

第3条 事後審査型入札に参加しようとする者は、一般競争入札要綱第7条に規定する書類（同条第2号に掲げる書類を除く。）を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の書類の提出方法は、入札書とともに郵送によるものとし、持参によるものは受付けないものとする。

(落札者の決定および入札参加資格の確認)

第4条 管理者は、事後審査型入札においては、最低価格入札者（函館市企業局契約規程（平成23年企業局規程第32号）第16条の規定により設けた最低制限価格未満の価格をもって入札をした者を除く。以下同じ。）に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格を認定した場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。

- 2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、最低価格入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位入札者」という。）を最低価格入札者とみなして、前項の認定を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格がある場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本項の規定による手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- 3 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知（様式1）しなければならない。
- 4 入札参加資格を認められなかった申請者は、前項の規定による通知があった日の翌日から起算して5日（函館市の休日を定める条例（平成3年函館市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内に、付された理由の説明を書面により求めることができる。
- 5 管理者は、前項の規定による求めがあったときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に入札参加資格に係る理由説明書（様式2）により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式 1

条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

年 月 日付けで申請のありました工事（業務）に係る
一般競争入札参加資格について、次のとおり審査結果を通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
工 事 （ 業 務 ） 名	
入札参加資格の有無	有 ・ 無
入札参加資格がない と認めた理由	

注 資格がないと通知された方は、管理者に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに函館市企業局
管理部経理課へ、その旨を記載した書面を提出してください。

様式 2

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長

入札参加資格がないと認めた理由の説明について（回答）

年 月 日付けで申立てのありました函館市企業局が公
告した工事（業務）に係る条件付き一般競争入札参加資格がないと認め
た理由の説明は次のとおりです。

記

工 事 （ 業 務 ） 名	
入札参加資格がない と認めた理由の説明	